

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
案要綱

第一 道路運送車両法施行令の一部改正

継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務を国から国土交通省令で定める要件を備える者に委託する制度の創設に伴い、当該委託に係る国土交通大臣の権限を地方運輸局長に委任する等の規定を定めるものとする事。

(第一条関係)

第二 自動車登録令の一部改正

自動車登録ファイルにする登録等に関する事務の処理のための電子情報処理組織からの出力方法について電磁的方法を加えるものとする事。

(第二条関係)

第三 関係政令の一部改正

租税特別措置法施行令その他の政令について所要の改正を行うものとする事。

(第三条から第六条まで関係)

第四 経過措置

道路運送車両法の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日は、令和五年十二月三十一日とするものとする。

(第七条関係)

第五 附則

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和五年一月一日）から施行するものとする。

(附則関係)